

＜対策のポイント＞
地域の創意工夫による**活動の計画づくり**から**農業者等を含む地域住民の就業の場の確保**、農山漁村における**所得の向上や雇用の増大に結びつける取組**を取組の発展段階に応じて**総合的に支援**し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

＜政策目標＞
都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕） 等

＜事業の全体像＞



69-1 農山漁村振興交付金のうち
農山漁村発イノベーション対策

【令和4年度予算概算要求額 10,215（9,805）百万円の内数】

＜対策のポイント＞
農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

＜事業目標＞
農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業
2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援します。
（上限500万円／地区）

2. 農山漁村発イノベーションサポート事業
① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携した支援を実施するとともに、より高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援や農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
② 都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

3. 農山漁村発イノベーション等整備事業
① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

＜事業イメージ＞

農山漁村発イノベーション推進支援事業



農産物を利用した新商品開発



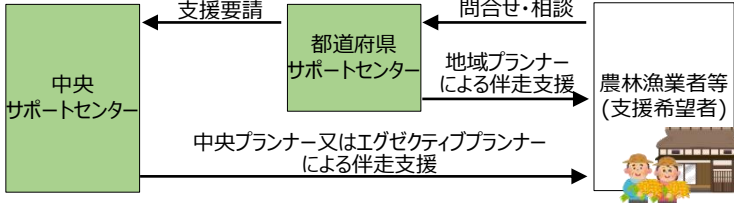
エネルギー事業



森林を利用したヒーリング事業

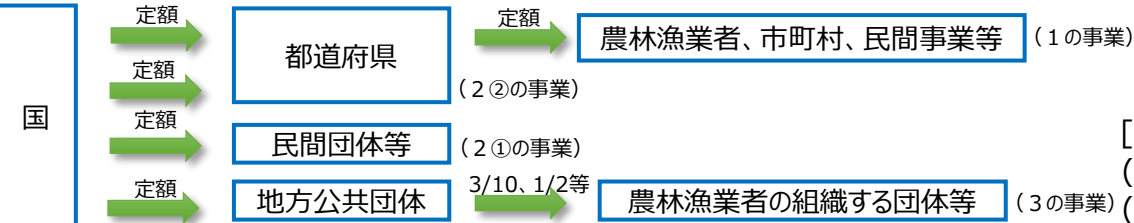
農山漁村発イノベーションサポート事業

サポートセンター（相談窓口）



中央サポートセンター ↔ 都道府県サポートセンター ↔ 農林漁業者等（支援希望者）
支援要請 / 問合せ・相談
地域プランナーによる伴走支援
中央プランナー又はエグゼクティブプランナーによる伴走支援

＜事業の流れ＞



国 → 都道府県（2②の事業） → 農林漁業者、市町村、民間事業等（1の事業）
国 → 民間団体等（2①の事業）
国 → 地方公共団体（3/10、1/2等） → 農林漁業者の組織する団体等（3の事業）

農山漁村発イノベーション等整備事業



農産物直売所



集出荷・貯蔵・加工施設



地元食材を使用したレストラン

【お問い合わせ先】
（1、2の事業） 農山漁村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）
（3の事業） 地域整備課（03-3501-0814）

69－2 農山漁村振興交付金のうち
農村RMO形成推進事業

【令和4年度予算概算要求額 10,215（9,805）百万円の内数】

＜対策のポイント＞
中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村地域づくり事業体（農村RMO※）」の形成を推進するため、農村RMOを目指して農村地域づくり協議会が行う実証事業等の取組や農村RMOを目指す組織の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

＜事業目標＞
中山間地域の特徴を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農村RMO形成支援

農村地域づくり協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農林地保全、地域資源活用、農山漁村生活支援等にかかる調査、行動計画作成、実証事業等の取組を支援します。
【事業期間：3年間等、交付率：定額】

2. 農村RMO形成伴走支援

中間支援組織の育成を通じて農村RMO形成を効率的に進めるため、伴走支援体制の構築等に対して支援します。

※ 農村RMO（Region Management Organization）：複数の集落の機能を補完して、地域資源（農地・水路等）の保全・活用や農業振興と併せて、買い物・子育て支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う事業体

＜事業イメージ＞

農村地域づくり事業体（農村RMO）のイメージ

●複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して農村地域づくり協議会を設立
●地域の話し合いにより、農林地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンの策定

農林地等の保全、農業生産
A集落 B集落 C集落 D集落 E集落 F集落
集落協定 集落協定 集落 集落協定 集落協定 農業法人

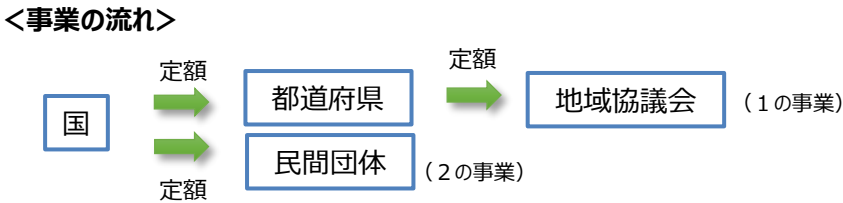
農村RMO形成推進事業

農村RMO形成支援

【支援対象】
・調査・分析
・行動計画作成
・実証事業 等

【事業対象分野】
農林地保全等事業 地域資源活用事業 農山漁村生活支援

農地周辺・林地の草刈り作業 直売所を核とした域内経済循環 集荷作業と併せた買い物支援



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

＜対策のポイント＞
農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等**を一体的に支援するとともに、**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣等**を支援します。

＜事業目標＞
都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農泊推進事業

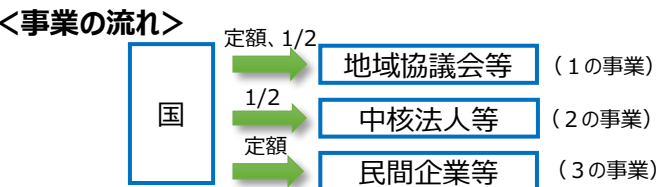
- ① 農泊の**推進体制構築**や観光関係者とも連携した**観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等**を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】
- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、**インバウンド受入環境の整備**や**ワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等**を支援します。
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる**古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）
- ② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修**を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）
【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】



＜事業イメージ＞



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

＜対策のポイント＞
農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、障害者等の雇用・就労に配慮した**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、現場の課題に即した**都道府県**の**取組**、多世代・多属性の交流・参加の場となる**ユニバーサル農園**の**開設**等を支援します。

＜事業目標＞
農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

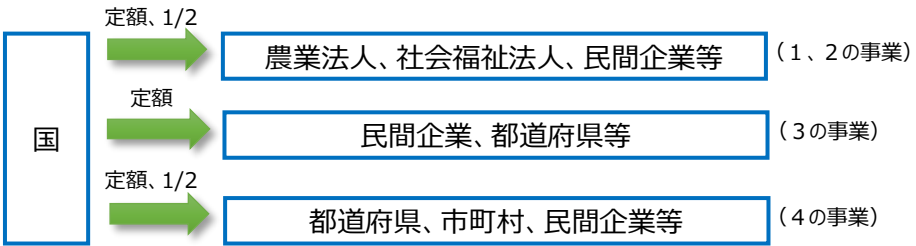
- 1. **農福連携支援事業**
障害者等の農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化等を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】
- 2. **農福連携整備事業**
障害者等の作業に配慮した生産施設や安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。
【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

- 3. **普及啓発等推進対策事業**
農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成、農林漁業者や福祉事業者等からなる現場レベルの推進体制の強化等を支援します。
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

- 4. **ユニバーサル農園導入事業**
多世代、多属性の人々が農業を通じた交流・参加の場として利用し、生きがいつくりや癒しの提供等の効果もたらすユニバーサル農園の試行運用及び開設に必要な施設等の整備を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円）、1/2（上限1,000万円）】



＜事業の流れ＞



（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施
・強い農業づくり総合支援交付金
・林業・木材産業成長産業化促進対策
・水産多面的機能発揮対策事業 等

69－5 農山漁村振興交付金のうち
都市農業機能発揮対策

【令和4年度予算概算要求額 10,215（9,805）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

都市住民と共生する農業経営を実現するため、都市部での農業体験等の取組や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借促進に係る取組を優先的に支援します。また、今後の都市農業振興に向けた国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組を支援します。

＜事業目標＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積（255ha〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するため、アドバイザーの派遣、都市農業に関する税や相続等に関する講習会の開催、都市住民等への都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等のための全国に向けた取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

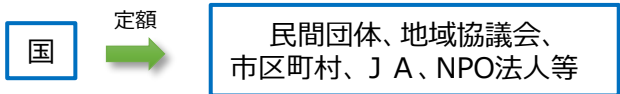
① 地域支援型

- ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組
- イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進のための取組
- ウ 都市農業の機能である防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税や相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営への支援策の検討



都市住民との交流促進



防災機能の維持・強化



農作業体験会の開催

市民農園の整備等

マルシェ等の開催

防災訓練や防災兼用井戸の整備

● モデル支援型



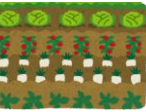
農村への関心層の拡大



防災機能の強化

地域支援型の取組に合わせ、国の施策の方向に沿った取組を実施し、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点点により優先。



貸借



都市農業者（担い手）

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5948）

<対策のポイント>

地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、**重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進**します。

<事業目標>

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農地等活用推進事業
- 市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を有効活用**するため、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、**地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進**します。
- ア 専門家を入れた話し合いや地域の特性を活かした最適土地利用計画等の策定

イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備

ウ 農業用ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備
2. 低コスト土地利用支援事業
- 市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を低コストで維持**するため、**粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源作物等）によるモデル的な取組を支援**するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。
- ① 粗放的農地利用事業

ア 専門家を入れた話し合いや粗放的利用に係る最適土地利用計画等の策定

イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電気牧柵等条件整備

ウ 蜜源作物等の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証

エ 保全すべき農地周辺部における鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林等

② 生産性検証（食料自給力確保）事業

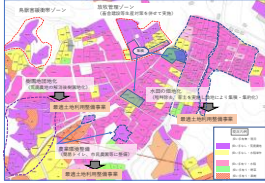
ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定

イ 食料生産の実証及び実証に必要な農地の簡易な整備

農村における多様な土地利用方策の取組支援



【専門家を入れた話し合い】



【土地利用計画、整備計画の策定】



【農地の簡易な整備】



【蜜源作物の取組】



【放牧の取組】



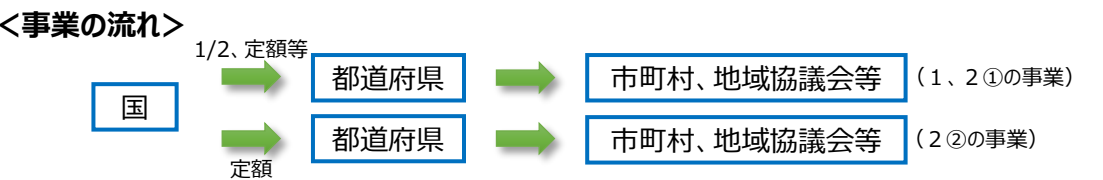
【高収益作物の導入】



【生産性の検証】



【鳥獣緩衝帯機能を有する植林】



人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の**農業農村インフラの管理の省力化・高度化**を図るとともに、**地域活性化やスマート農業の実装を促進**するため、情報通信環境の整備を支援します。

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区〔令和7年度まで〕）

＜事業イメージ＞

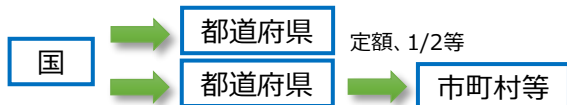
① 情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。

- ② 事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

① **農業農村インフラの管理の省力化・高度化に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設の整備**を支援します。

- ② ①の情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための附帯設備の整備を支援します。

(1①、2の事業)
定額、1/2等



- (1②の事業)



地域活性化

活性化施設の 公衆無線LAN



スマート農業



集落排水施設の監視

